

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第85条の規定に基づき、自衛隊法第49条第1項に規定する審査請求又は異議申立ての手續並びに公正審査会の運営に関する訓令を次のように定める。

昭和37年10月1日

防衛庁長官 志賀健次郎

自衛隊法第49条第1項に規定する審査請求の手續に関する訓令

改正 平成13年1月6日庁訓第2号
平成19年1月5日庁訓第1号
平成28年3月31日省訓第36号

（この訓令の適用）

第1条 自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「法」という。）第49条第1項に規定する審査請求の手續に関しては、法第49条及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号。以下「令」という。）第5章第3節の規定によるほか、この訓令の定めるところによる。

（付議通知）

第2条 審査請求が付議されたときは、防衛人事審議会は、審査請求人に審査を行う委員の氏名とともに、その旨を通知しなければならない。

（忌避の申立て）

第3条 令第70条第1項の規定による委員の忌避の申立ては、忌避すべき委員の氏名及びその理由を明らかにして、書面により行なわなければならない。

2 防衛人事審議会は、審査の結果、忌避の申立てを却下するものと決定したときはその旨を申立者に通知し、委員の職務の執行を停止したときは防衛大臣に報告するとともに、当事者にその旨を通知しなければならない。

3 防衛大臣は、前項の規定により委員の職務の執行を停止した旨の報告を受けた場合には、防衛人事審議会の委員のうちから、当該事案の審査を行う委員を臨時に指名するものとする。

（審理の方式の希望）

第4条 審査請求人は、事案の審理の方式につき、口頭審理又は書面審理のいずれかを特に希望するときは、審査請求書にその旨を付記するものとする。

2 審査請求人は、審理の途中においても防衛人事審議会に対し、書面により、審理の方式につき希望を申し出ることができる。

（裁決書の更正）

第5条 裁決書に違算、書損じその他明白な誤りがある場合には、防衛大臣は、当事者の申立てにより、又は職権で、更正するものとする。

2 防衛大臣は、前項の規定により裁決書を更正したときは、その旨を裁決書の原本に付記するとともに、謄本の送付を受けた者に通知しなければならない。

（再審）

第6条 再審については、その性質に反しない限り、前各条で定める審査請求に関する規定を準用する。

（氏名又は住所の変更）

第7条 審査請求人は、氏名又は住所を変更したときは、直ちに、新しい氏名又は住所を防衛人事審議会に届け出なければならない。

（防衛人事審議会への協力）

第8条 防衛人事審議会から審査請求に係る事案に関し、必要な要請を受けた参考人その他の関係者は、その事務の遂行に支障を生じない限度において、協力を行うものとする。

2 当事者が、防衛人事審議会から審査請求に係る事案に関し、令第74条の2の規定による審理手續の計画的な進行に係る協力以外の必要な要請を受けたときも、前項と同様とする。

附 則

1 この訓令は、昭和37年10月1日から施行する。

2 公正審査会の審査手續に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第32号）は、廃止する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成28年3月31日省訓第36号）（抄）

- 1 この訓令は、行政不服審査法の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この訓令の施行前にされた行政庁の処分又はこの訓令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。